

宮津市教育大綱（仮称）の策定に向けて

名 称	宮津市教育大綱（仮称）				
策 定 日	平成 27 年 10 月 (予定)				
法的根拠等	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 76 号) 第 1 条の 3 の規定を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項を定めるもの				
位置付け	国の「教育振興基本計画」及び「京都府教育振興プラン」の趣旨を踏まえ、平成 23 年に策定された「みやびビジョン 2011」の定住促進戦略「子育て・教育環境の充実」及び基本施策「教育の充実と人材育成」を目指し、本市の教育活動を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定するもの。				
計画期間	平成 27 年度から平成 31 年度 5 年間				
大 綱 の 骨 子 等	【大綱の骨子】(案)				
	I 策定の趣旨				
	II 大綱の計画期間				
	III めざす人間像				
	IV 施策				
	学校教育の充実	社会教育の充実	スポーツの振興	青少年の健全育成	歴史・文化の保存・継承と活用
	幼稚園教育の充実	学習活動の充実	生涯スポーツの推進	家庭の教育力の向上	文化・芸術活動の促進
	特別支援教育の充実	図書館機能の充実と読書活動の推進	子どもスポーツの充実	学校・家庭・地域の連携	文化財の保護と活用
	学力向上の推進	人権教育の推進	競技スポーツの充実	地域社会の教育力の向上 (再掲)	
	教職員の資質・能力の向上	学習環境の整備・充実	スポーツ施設の整備・充実	子どもの読書活動の推進 (再掲)	
心身ともに健やかな子どもの育成	地域社会の教育力の向上		子どもスポーツの充実 (再掲)		
安全・安心・適切な教育環境の充実					
魅力ある学校・園づくりの推進					
預かり支援体制の充実					